

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年6月11日(2020.6.11)

【公表番号】特表2019-515033(P2019-515033A)

【公表日】令和1年6月6日(2019.6.6)

【年通号数】公開・登録公報2019-021

【出願番号】特願2019-507069(P2019-507069)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/662 (2006.01)

A 6 1 P 25/00 (2006.01)

A 6 1 P 5/38 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/662

A 6 1 P 25/00

A 6 1 P 5/38

A 6 1 P 43/00 1 2 1

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月24日(2020.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

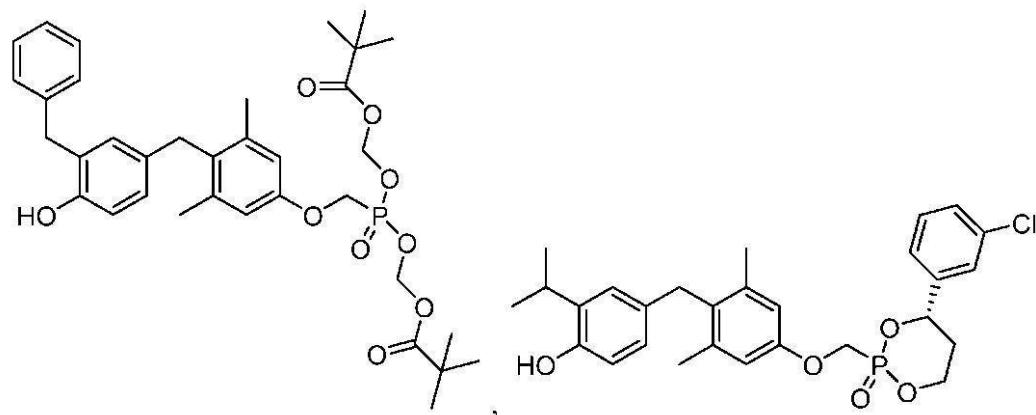
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

X連鎖副腎白質ジストロフィーを処置するための医薬組成物であって、構造

【化1】

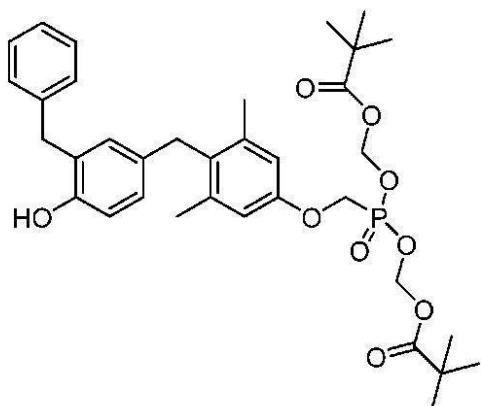


を有する化合物、又はその塩、エステル、若しくはプロドラッグを含む医薬組成物。

【請求項2】

前記化合物が、

## 【化2】

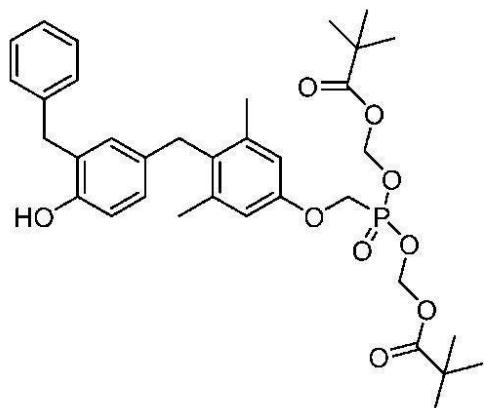


、又はその塩、エステル、若しくはプロドラッグである、請求項1に記載の医薬組成物。

## 【請求項3】

前記化合物が、

## 【化3】



である、請求項2に記載の医薬組成物。

## 【請求項4】

前記化合物が、

## 【化4】

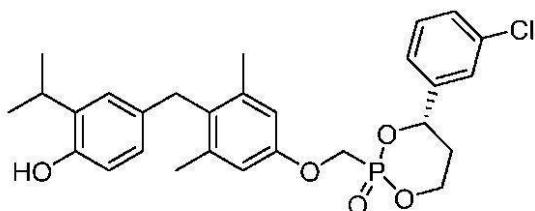


、又はその塩、エステル、若しくはプロドラッグである、請求項1に記載の医薬組成物。

## 【請求項5】

前記化合物が、

## 【化5】



である、請求項4に記載の医薬組成物。

## 【請求項6】

前記化合物が、5mg/日、10mg/日、1日おきに10mg、又は1日おきに15mgの用量で投与される、請求項1～5のいずれか一項に記載の医薬組成物。

## 【請求項7】

前記化合物が、毎日、1日おきに又は間欠的に3か月間投与され、続いて1か月の期間、前記化合物が投与されない、請求項1～6のいずれか一項に記載の医薬組成物。

## 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 9 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 9 3】

均等物

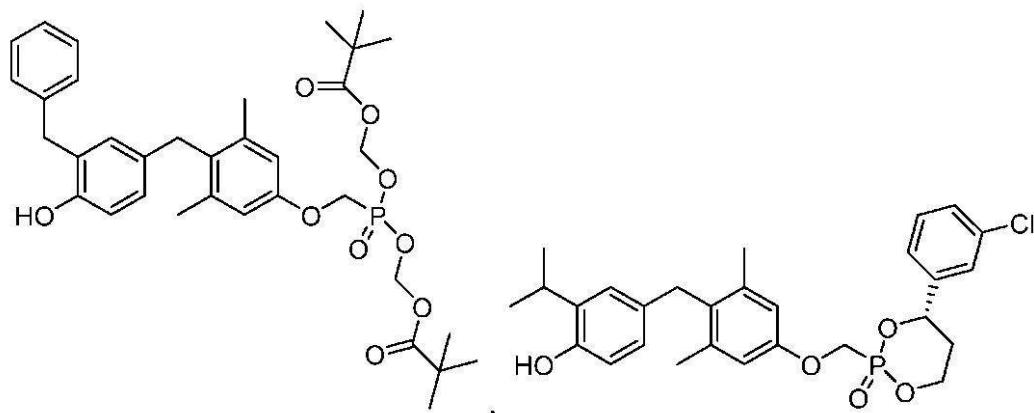
主題発明の特定の実施形態が論じられる限りは、上述の明細書は、例証的なものであり限定的なものではない。本明細書及び以下の特許請求の範囲を概観する際に、本発明の多くの変形が当業者には明白となるであろう。本発明の全範囲は、均等物及び本明細書の全範囲と共に、そのような変形と共に、特許請求の範囲を参照して決定されるべきである。

(付記)

(付記1)

X連鎖副腎白質ジストロフィーを処置する方法であって、構造

## 【化20】

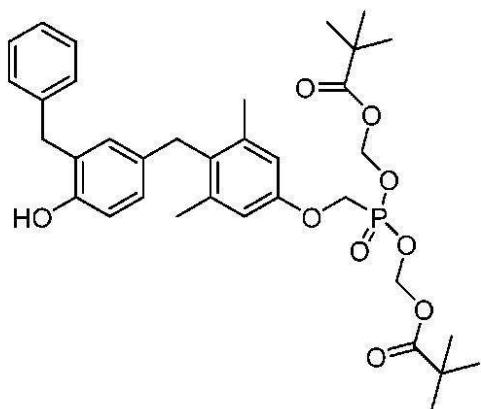


を有する化合物、又はその塩、エステル、若しくはプロドラッグを、対象に投与することを含む方法。

(付記2)

前記化合物が、

## 【化 2 1】

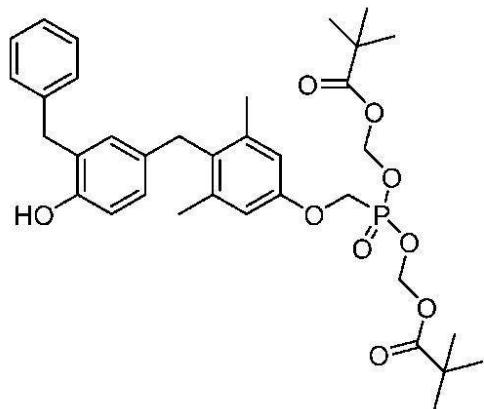


、又はその塩、エステル、若しくはプロドラッグである、請求項1に記載の方法。

(付記3)

前記化合物が、

## 【化 2 2】

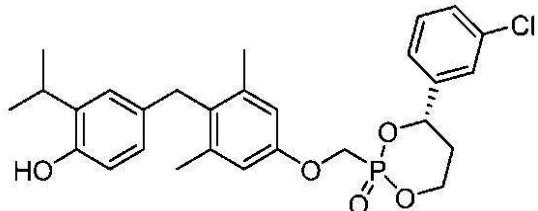


である、請求項2に記載の方法。

(付記4)

前記化合物が、

## 【化 2 3】



、又はその塩、エステル、若しくはプロドラッグである、請求項1に記載の方法。

(付記5)

前記化合物が、

## 【化24】



である、請求項4に記載の方法。

(付記6)

前記化合物が、5mg/日、10mg/日、1日おきに10mg、又は1日おきに15mgの用量で投与される、請求項1～5のいずれか一項に記載の方法。

(付記7)

前記化合物が、毎日、1日おきに又は間欠的に3か月間投与され、続いて1か月の期間、前記化合物が投与されない、請求項1～6のいずれか一項に記載の方法。